

平成26年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 健康長寿課
 担当名: 母子保健担当
 内線: 3552

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B32	未熟児等対策費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	未熟児等対策費	
事業期間	昭和34年度～	根拠法令	母子保健法第8条、第20条、埼玉県妊娠中毒症等療養援護費支給要領	戦略項目		03	医療の安心		
				分野施策		010302	地域医療体制の充実		
<p>1 事業概要</p> <p>未熟児は成熟して出生した児に比べて疾患に罹患しやすく、死亡率が高いだけでなく心身の障害が残ることも多いことから、出生後速やかに適切な処置をとることが必要である。そのため、入院養育を要する未熟児に医療給付を行い、健全育成を図る。</p> <p>市町村への県費負担金が当初の見込みを下回ったことによる減額補正を行う。</p> <p>(1) 未熟児養育医療 88,197千円 (2) 妊娠中毒症等療養援護費 (3) 事務費</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 未熟児養育医療 入院養育を要する未熟児に医療の給付を行う。 88,197千円 イ 妊娠中毒症等療養援護費 妊娠中毒症に罹患した妊婦の療養援護をする。 ウ 事務費 市町村における事業を、円滑に進めるための経費</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 県内63市町村が実施主体となり、事業を実施する。 イ 県が事業を実施する。(さいたま市・川越市を除く)</p> <p>(3) 事業効果 未熟児及び妊産婦の死亡、障害等を未然に防止できる。</p> <p>(4) その他 未熟児養育医療は、権限移譲のため、平成25年度から市町村が実施している。</p> <p>(5) 補正の内容 市町村への県費負担金が当初の見込みを下回ったことによる減額補正</p>					
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>(1) 国1/2(県1/4)市町村1/4 (2) (県10/10)</p>									
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>(区分)衛生費 (細目)母子保健費 (細目)母子保健費</p>									
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>9,500千円×0.85人=8,075千円</p>									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金	分担金 及び負担金						
決定額	88,197						88,197	126,308	
現計額	214,505	814	115				213,576		